

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十七日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町規則第七号

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則

聖籠町行政組織規則（平成十年聖籠町規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

九 東港振興室 港湾係、企業係

第三条の表総務課の部総務管理係の款中十四の項を削り、十五の項を十四の項に、十六の項から三十三の項までを一項ずつ繰り上げ、町民課の部町民サービス係の款中十三の項の次に次のように加える。

十四 消費生活に関すること。

第三条の表保健福祉課の部福祉係の款中八の項を次のように改める。

八 児童手当及び子ども手当に関すること。

第三条の表ふるさと整備課の部都市計画係の款中六の項から八の項までを削り、九の項を六の項とし、工務管理係の款中八の項の次に次のように加える。

九 海岸（港湾区域を除く。）に関すること。

第三条の表ふるさと整備課の部の次に次のように加える。

東港振興室

港湾係

一 新潟東港の整備促進に関すること。

二 東港地域の振興計画に関すること。

企業係

一 東港地域における企業の立地促進に関すること。

二 新潟東港の利用促進に関すること。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。